

環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件

(平成十七年環境省告示第四十一号)

注 平成十八年八月二十一日環境省告示第二百二十三号改正現在

第一
(用語の定義)

第一条 この告示において使用する用語は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(平成十七年政令第百六十九号)及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(次条において「規則」という。)において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、特別の定めがある場合を除き、それぞれ当該各号に定めることによる。

一 「おり型施設等」とは、おり型又は網室型の施設であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬をすることができる室内に常置する場合にあつては、この限りではない。

ロ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

ハ おり型の施設にあつてはおりの格子の間隔が、網室型の施設にあつては網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることができないものであること。

ニ 外部との出入口の戸は、一重以上となつていて、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあつては、この限りでない。

ホ 二の出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。

ヘ 給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。

ト 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

二 「擁壁式施設等」とは、擁壁式、空堀式又は柵式の施設であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

ロ 擁壁式又は空堀式の施設にあつては、特定外来生物の逸出を防止するため、その壁面は平滑であり、かつ、十分な高さを有すること。

ハ 柵式の施設にあつては、特定外来生物の逸出を防止するための返し、電気柵等の設備を有し、かつ、十分な高さを有すること。

二 柵式の施設にあつては、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることができないものであること。

ホ 電気柵を設ける場合にあつては、停電時に直ちに作動できる発電機その他の設備が設けられていること。

ヘ 擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、特定外来生物の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。

ト 外部との出入口の戸は、一重以上となつていて、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあつては、この限りでない。

チ ノトの出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。

リ 給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。

ヌ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

三 「移動用施設」とは、特定外来生物の運搬の用に供することが

できる施設であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

ロ 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。

ハ 開口部のふた、戸等について、飼養等をする特定外来生物の体の触れない部分に施錠設備が設けられていること。ただし、施錠以外の方法で、特定外来生物が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りでない。

二 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ及び構造であること。

ホ 閉じることができること。ただし、施設が活魚運搬車である場合にあつては、この限りでない。

「水槽型施設等」とは、水槽又はこれに類する施設であつて、

次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬をすることができないものであること。ただし、野外から隔離することができる室内に常置する場合にあつては、この限りでない。

ロ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

ハ 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。ただし、条鱈亞綱に属する特定外来生物に係る施設であつて、水槽の壁面が十分な高さを有し、特定外来生物が逸出するおそれのない場合は、屋外から隔離できる室内に常置する場合は、この限りでない。

二 開口部のふた、戸等については、飼養等をする特定外来生物

の体の触れない部分に施錠設備が設けられていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合であつて、施錠以外の方法で、特定外来生物が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りでない。

ホ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ又は構造であること。

ハ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

イ 「人工池沼型施設等」とは、人工的に設けられた池、沼その他の施設であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 飼養等の許可を受けた者の管理下にない外部の者が自由に当該施設に近づけないよう、フェンスの設置等の立入防止の措置が講じられていること。

ロ 外部の水系から完全に隔離された構造であること。ただし、外部の水系と繋がる給排水設備に十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。

ハ 洪水時においても、当該施設内の特定外来生物が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。

イ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であること。申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

二 「網いけす型施設」とは、網を使用したいけす型の施設であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

ロ イ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であること。いけすの網の目は、飼養等をする特定外来生物が逸出することが不可能な大きさとすること。

ハ いけすの周囲に逸出防止のため、特定外来生物が通り抜けることのできない柵、網等による二重囲いが設けられていること。ただし、いけすの全面の網が厳重に固定され逸出可能な開口部が存在しない場合は、この限りでない。

二 洪水時においても、当該施設内の特定外来生物が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。

四

六

五

ホ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

七 「屋内栽培施設」とは、屋内において植物を栽培するための施設であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 飼養等の許可を受けた者の管理下にない外部の者が自由に当該施設に立ち入ることができないよう、施錠設備の設置等の立入防止の措置が講じられていること。

ロ 振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

ハ 飼養等をする特定外来生物の性質に応じて、特定外来生物が当該施設から外部に逸出するおそれのない構造であること。

二 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

八 「ほ場型施設」とは、屋外において植物を栽培するための施設であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ 飼養等の許可を受けた者の管理下にない外部の者が自由に当該施設に近づけないよう、フェンスの設置等の立入防止の措置が講じられていること。

ロ 飼養等をする特定外来生物の性質に応じて、特定外来生物が当該施設から外部に逸出するおそれのない構造であること。

ハ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。
(特定外来生物の種類ごとの基準の細目等)

第二条 規則第五条第二項に基づく特定飼養等施設の基準の細目、規

則第七条第一号に基づく飼養等の許可の有効期間、同条第二号に基づく届出が必要となる飼養等に係る当該特定外来生物の数量の変更の事由及び当該届出を行わなければならない期間、規則第八条第二号に基づく許可を受けていることを明らかにするための措置(以下「識別措置」という。)の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法並びに同条第四号の特定外来生物の取扱方法は、次の各号に掲げる特定外来生物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 トリコスルス・ヴルペクラ(フクロギツネ)、エリナケウス属

(ハリネズミ属)全種、カルロスキウルス・エリュトラエウス(クリハラリス)、プテロミュス・ヴオランス(タイリクモモンガ)のうちプテロミュス・ヴオランス・オリイ(エゾモモンガ)以外のもの、スキウルス・カロリネンスイス(トウブハイイロリス)、スキウルス・ヴルガリス(キタリス)のうちスキウルス・ヴルガリス・オリエンティス(エゾリス)以外のもの及びオンドルガラ・ズイベティクス(マスクラット)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設(前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間(その期間が終了するまでに更新のための許可の申請がなされた場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し、許可をするかどうかの処分のある日まで。以下同じ。)五年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事

由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等を

する特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであつて、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあつたときはこれを閲覧させること。

(2) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由

(3) 飼養等をした個体の識別措置の内容(現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識

別措置と異なる内容である場合は、開始前的内容と開始

後の内容の対照関係について明らかであること。)

() 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号・飼養等の許可を受けた日から一年ことに毎年、その許可

を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。

() 特定外来生物の種類

() 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

() 数量の増減に係る個体についての条件である(1)から()までに掲げる事項

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内(2)に該当する場合にあつては、特定外来生物の種類、ごとに(2)で定める幼齢な期間が過ぎてから三十日以内)に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない(2)に該当する場合にあつては、(2)の幼齢な期間内に限る。)。

(1) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格一七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)及び(3)において同じ。)が埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(2) トリコスルス・ヴルペクラ(フクロギツネ)につては六

月、エリナケウス属(ハリネズミ属)全種、カルロスキウルス・エリュトラエウス(クリハラリス)、ブテロミュス・ヴァランス(タリクモモンガ)のうちブテロミュス・ヴァランス・オリイ(エゾモモンガ)以外のもの、スキウルス・カロリネンスイス(トウブハイロリス)、スキウルス・バルガリス(キタリス)のうちスキウルス・バルガリス・オリエンティス(エゾリス)以外のもの若しくはオーナダトラ・ズイベティクス(マスクラット)にあつては二月に満たない幼齢な個体又はマイクロチップの埋込みに耐られる体力を有しない老齢、疾病等の個体であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあつては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であつて、当該マイ

クロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合(愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。)

(4) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同様と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの

埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(5)マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する首輪、引綱等による個体の係留等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

一 ラリス（カニクイザル）及びマカラ・ムラタ（アカゲザル）
イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設（前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。

ハ 口 飼養等の許可の有効期間 五年間

届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、学術研究又は生業の維

持を目的とした飼養等をするものであつて、かつ、当該特定外来生物を実験の用に供する場合又は展示を目的とした飼養等をするものであつて、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあつたときはこれを閲覧させること。

(2) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由

() 飼養等をした個体の識別措置の内容（現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。）

() 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号

() 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。

() 特定外来生物の種類

() 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

() 数量の増減に係る個体についての条件である(1)から(3)までに掲げる事項

() 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内(3)に該当する場合にあつては、(3)で定める幼齢な期間が

過ぎてから三十日以内)に環境大臣に提出すること。ただし、

次のいずれかに該当している場合は、この限りでない。(3)に該当する場合にあつては、(3)の幼齢な期間に限る。)。

(1) 入れ墨等による識別措置を講じている場合であつて、当該措置の個体の体の実施部位及び識別番号の管理方法について記載した書類を飼養等の許可申請書に添付し、かつ、当該措置内容をハ(1)の台帳に記録している場合(特定外来生物を実験の用に供する場合に限る。)

(2) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格一七八四号又は一七八五号に適合しないものに限る。以下この(2)及び(4)において同じ。)が埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合生後六月に満たない幼齢な個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(3) 特定外来生物の取扱方法特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、実験の用に供するため、特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外であることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する首輪、引綱等による個体の係留等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

(4) ムステラ・ヴィソン(アメリカミンク)
特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設(前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。
飼養等の許可の有効期間 五年間
届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又

(5) 学校教育法第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(6) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

本
ハロ
イ
三
ムステラ・ヴィソン(アメリカミンク)
特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設(前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。
飼養等の許可の有効期間 五年間
届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又

は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示又は生業の維持を目的とした飼養等をするものであつて、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあつたときはこれを閲覧させること。

(2) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由

(3) 飼養等をした個体の識別措置の内容（現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。）

(4) 個体の譲渡し等を行つた場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。

特定外来生物の種類

(1) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

(2) 数量の増減に係る個体についての条件である(1)から(4)までに掲げる事項

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を

届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内(2)に該当する場合にあつては、特定外来生物の種類ごとに(2)で定める幼齢な期間が過ぎてから三十日以内に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない。(2)に該当する場合にあつては、(2)の幼齢な期間に限る。)。

(1) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格一七八四号又は一七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)及び(3)において同じ。）が埋め込まれている場合

であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合生後二月に満たない幼齢な個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあつては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること

臣に提出する場合

(2) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合（愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条に

規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する首輪、引綱等による個体の係留等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

四 アクシスイス属（アキシスジカ属）全種、ケルヴス属（シカ属）に属する種のうちケルヴス・ニポン・ケントラリス（ホンシユウジカ）、ケルヴス・ニポン・ケラマエ（ケラマジカ）、ケルヴス・ニポン・マゲシマエ（マゲシカ）、ケルヴス・ニポン・ニポン（キユウシユウジカ）、ケルヴス・ニポン・ブルケルルス（ツシマジカ）、ケルヴス・ニポン・ヤクシマエ（ヤクシカ）及びケルヴス・ニポン・イエソエンスイス（エゾシカ）以外のもの、ダマシカ属（ダマシカ属）全種並びにエラフルス・ダヴィディアヌス（シ

フゾウ)
イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設（前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。
ハ 口 飼養等の許可の有効期間 五年間
届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合には、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示又は生業の維持を目的とした飼養等をするものであつて、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあつたときはこれを閲覧させること。
(2) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由
() 飼養等をした個体の識別措置の内容（現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前に内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。）
() 個体の譲渡し等を行つた場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号
飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。
() 特定外来生物の種類

() 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

() 数量の増減に係る個体についての条件である(1)()から()までに掲げる事項

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない。

(1) 耳標等による識別措置を講じている場合であつて、当該耳標の識別番号の管理方法について記載した書類を飼養等の許可申請書に添付し、かつ、当該措置内容をハ(1)の台帳に記載している場合(特定外来生物を生業の維持の用に供する場合に限る)。

(2) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格一七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。以下この(2)及び(4)において同じ。)が埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(3) マイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(4) 十日以内に環境大臣に提出する場合
輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合(愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。)

(5) 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(6) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する首輪、引綱等による個体の係留等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

五

ガルルラクス・カノルス（ガビチョウ）、ガルルラクス・ペルスピキルラトウス（カオグロガビチョウ）、ガルルラクス・サンニオ（カオジロガビチョウ）及びレイオトリクス・ルテア（ソウシチヨウ）

特定飼養等施設の基準の細目　おり型施設等又は移動用施設

（前条第三号亦に掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいづれかであること。

ハ 口　　飼養等の許可の有効期間　五年間

届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間　輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであつて、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあつたときはこれを閲覧させること。

(2) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由

(1) 飼養等をした個体の識別措置の内容（現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。）

(2) 個体の譲渡し等を行つた場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養

等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。

特定外来生物の種類

一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

() () 数量の増減に係る個体についての条件である(1)()から()までに掲げる事項

二

識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法、個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該

標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない。

(1) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格一一七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。（以下この(1)において同じ。））が埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始し

たときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

個体の脚部に、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）様式第五の二に規定する規格に準じる脚環を装着し、当該脚環の識別番号を証する書類及び装着状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に

環境大臣に提出する場合

特定外来生物の取扱方法　特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同

じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部の出入口を閉め切った室内において実施すること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

六 ハロイケリュードラ・セルペンティナ（カミツキガメ） 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。

飼養等の許可の有効期間 五年間

届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他的事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合には、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであつて、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあつたときはこれを閲覧させること。

() 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由

() 飼養等をした個体の識別措置の内容（現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。）
() 個体の譲渡し等を行つた場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号

二 (2) 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。
特定期の届出書の種類
一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量
() () () までに掲げる事項

(1) 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の左後肢皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない。
(2) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格一七八四号又は一七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)及び(3)において同じ。）が埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合甲長が十五センチメートルに満たない個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体については当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書

に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合（愛がん又は観賞の目的で飼養等をする場合を除く。）

(4) 学校教育法第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする個体について、個体の左右の肩甲骨の間の皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

特定外来生物の取扱方法

(1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外であることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を

七

講じている場合は、この限りでない。

(2) 危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。

アノリス・カラリネンスイス（グリーンアノール）及びアノリス・サグレイ（ブラウンアノール）

特定飼養等施設の基準の細目　おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。

届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間　輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合には、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

ただし、展示を目的とした飼養等をするものであつて、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあつたときはこれを閲覧させること。

(1) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由

(1) 飼養等をした個体の識別措置の内容（現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。）

(1) 個体の譲渡し等を行つた場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号

飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養

等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。

二 特定外来生物の種類

() 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

() 数量の増減に係る個体についての条件である(1)から()までに掲げる事項

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法、個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外であることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等による個体の係留等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

ハ ボイガ・イルレグラリス（ミナミオオガシラ）、エラフェ・タエニウラ・フリエスイ（タイワンスジオ）及びプロトボトロップス・ムクロスマトウス（タイワンハブ）

イ 特定飼養等施設の基準の細目、おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。

ロ 飼養等の許可の有効期間 五年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又

は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであつて、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあつたときはこれを閲覧させること。

(2) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由

() 飼養等をした個体の識別措置の内容（現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。）

() 個体の譲渡し等を行つた場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号を受けていた日から一年ごとに、毎年、その許可飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。

二 特定外来生物の種類

() 数量の増減に係る個体についての条件である(1)から()までに掲げる事項

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法、個体の総排泄孔より前の左側皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明

書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない。

(1) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格一七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)及び(3)において同じ。）が埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(2) 体長が五十センチメートルに満たない個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(3) 内に環境大臣に提出する場合

輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であつて、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(4) 学校教育法第五十八条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする特定外来生物について、個体の総排泄孔より前の左体側皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその

識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

(5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であつて、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合

木 特定外来生物の取扱方法

(1)

特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等による個体の係留等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

(2) プロトボトロップス・ムクロスカラマトウス（タイワンハブ）の飼養等をする場合にあつては、危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。

ブフォ・マリヌス（オオヒキガエル）、オステオピルス・セプテントリオナリス（キュー・バズツキガエル）、エレウテロダクテルス・コクイ（コキーコヤスガエル）及びポリュペダテス・レウコミュスタクス（シロアゴガエル）特定飼養等施設の基準の細目（おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設又は水槽型施設等）のいずれかであること。

届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければ

八 口 イ

九

ならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の數量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外であることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

十 ラナ・カテスベイアナ（ウシガエル）

イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。

ロ 口 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 口 飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の數量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、学術研究、教育又は生業の維持を目的とした飼養等をするものであつて、

飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。

二 (1) 特定外来生物の種類 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量又は名稱並びに許可番号
(2) (1) 特定外来生物の種類 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量又は名稱並びに許可番号
(3) 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名稱並びに許可番号

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

十一 ユ

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、実験の用に供するため、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外であることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

イ クタルルス・ブンクタトウス（チャネルキャットフィッシュ）

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設、水槽型施設等、人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかであること。ただし、網いけす型施設については、生業の維持を目的とした飼養等をする場合で、かつ、漁業の用に供する場合に限る。

ロ 口 飼養等の許可の有効期間 三年間

八

届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合には、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、生業の維持を目的とした飼養等をするものであつて、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。

(2)(1) 特定外来生物の種類
一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

(3) 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号

二

識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体又は個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識の装着又は掲出をし、かつ、当該措置の状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ

特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外であること等の適切な逸出防止措置を講じる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

十一

エソクス・ルキウス（ノーザンパイク）、エソクス・マスクイノンギュ（マスキーバイク）、ペルカ・フルヴィアティリス（ヨーロピアンパーク）、サンデル・ルキオペルカ（パイクパーク）、スイニペルカ・クアトスイ（ケツギョ）及びスイニペルカ・スケルゼリ（コウライケツギョ）

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。

ハ 口 飼養等の許可の有効期間 三年間

届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合には、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出すること。

二

識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体又は個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識の装着又は掲出をし、かつ、当該措置の状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ

特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外であることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

十三

ガンブスィア・アフィニス（カダヤシ）、モロネ・クリュソ

バス(ホワイトバス)及びモロネ・サクサティリス(ストライプトバス)

かであること。

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設、水槽型施設等又は人工池沼型施設等のいずれかであること。

ハ 口 飼養等の許可の有効期間 三年間

届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合には、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体又は個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識の装着又は掲出をし、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への收容のため、一時的に特定

外生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部への出入口を閉め切つた室内において実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

(2) 危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。

ジ よくどうぞり科全種

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設(前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は水槽型施設等(前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれ

十四 イ

アトラクス属全種、ハドロニュケ属全種、ロクソスケレス・ガウコ、ロクソスケレス・ラエタ、ロクソスケレス・レクルサ、ラトロデクトウス・ゲオメトリクス(ハイイロゴケグモ)、ラトロデクトウス・ハセルティイ(セアカゴケグモ)、ラトロデクト

・マクタンス(クロゴケグモ)及びラトロデクトウス・トレ

ハ 口 飼養等の許可の有効期間 三年間

届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合には、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

(1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への收容のため、一時的に特定外生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部への出入口を閉め切つた室内において実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

(2) 危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。

十五 アトラクス属全種、ハドロニュケ属全種、ロクソスケレス・ガウコ、ロクソスケレス・ラエタ、ロクソスケレス・レクルサ、ラトロデクトウス・ゲオメトリクス(ハイイロゴケグモ)、ラトロデクトウス・ハセルティイ(セアカゴケグモ)、ラトロデクト

デキムグタトウス(ジユウサンボシゴケグモ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設（前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。）又は水槽型施設等（前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。

八 口 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

(1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部への出入口を閉め切つた室内において実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

(2) 危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。

イークリエイフィッシュ）及びケラクス属全種

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設（前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。）又は水槽型施設等（前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。

八 口 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れることが等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

十七 パキファスタクス・レニウスクルス（ウチダザリガニ）（規則第九条の適用を受ける場合を除く。）

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設（前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。）、水槽型施設等（前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。）又は人工池

沼型施設等のいずれかであること。

八 口 飼養等の許可の有効期間 三年間

届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、生業の維持を目的とした飼養等をするものであつて、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。

(2)(1) 特定外来生物の種類

一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

(3) 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号

二 識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号

数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号

二

八 口 飼養等の許可の有効期間 三年間

じている場合は、この限りでない。
十八 エリオケイル属（モクズガニ属）に属する種のうちエリオケイル・ヤポニカ（モクズガニ）以外のもの
イ 特定飼養等施設の基準の細目 摊壁式施設等、移動用施設（前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。）又は水槽型施設等（前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。

八 口 飼養等の許可の有効期間 三年間

届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、生業の維持を目的とした飼養等をするものであつて、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。

(2)(1) 特定外来生物の種類

一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

(3) 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方の氏名又は名称並びに許可番号

二 識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

特定期外生物の取扱方法 特定期外生物の取扱方法

二 識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

特定外来生物の取扱方法 特定期外生物の取扱方法

木

木

ないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は

他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

十九 ケイロトヌス属（テナガコガネ属）に属する種のうちケイロトヌス・ヤンバル（ヤンバルテナガコガネ）以外のもの、エウキルス属（クモテナガコガネ）全種、プロポマクルス属（ヒメテナガコガネ）全種、リネピテマ・フミレ（アルゼンチンアリ）、ソレノプスイス・ゲミナタ（アカカミアリ）、ソレノプスイス・インヴィクタ（ヒアリ）及びワスマンニア・アウロブンクタタ（コカミアリ）

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設（前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。）又は水槽型施設等（前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。

口 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数が減少した場合には、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出するこ

ホ と。

(1) 特定外来生物の取扱方法

特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、複数の取扱者の立会いの下、外への出入り口を閉め切った室内において実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

(2) ソレノプスイス・ゲミナタ（アカカミアリ）又はソレノプスイス・インヴィクタ（ヒアリ）の飼養等をする場合については、危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出することにより実施すること。

ボンブス・テルレストリス（セイヨウオオマルハナバチ）特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等（前条第一号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。）、移動用施設（前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。）又は水槽型施設等（前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。

口 飼養等の許可の有効期間 三年間

ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数が減少した場合には、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出するこ

の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限りでない。

特定外来生物の種類

(1) 一年間に飼養等をした個体に係る巣の総数量、増減した数量及び現存量

(2) (1) 一年間に飼養等をした個体に係る巣の総数量、増減した数量及び現存量

(3) 二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

特定外来生物の取扱方法

(1) 一 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、十分な強度を有する袋に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

(2) 二 飼養等をしないこととした場合は、個体又は個体を収納している巣箱を密閉した袋に入れること等により、確実に殺処分すること。

二十一 リムノペルナ属(カワヒバリガイ属) 全種、ドレイセナ・ブゲンスイス(クワッガガイ)、ドレイセナ・ポリュモルファ(カワホトトギスガイ)、エウグランティナ・ロセア(ヤマヒタチオビ)及びプラテュデムス・マノクワリ(ニュー・ギニアヤリガタリクウズムシ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設(前条第二号ハに

八口 飼養等の許可の有効期間 三年間

掲げる要件を満たさない施設を含む。) 又は水槽型施設等(前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。

二 飼養等の許可の有効期間 三年間

届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

二十一 アルテルナンテラ・フィロクセロイデス(ナガエツルノゲイトウ)、ヒュドロコティレ・ラヌンクロイデス(ブラジルチドメグサ)、ピステイア・ストラティオテス(ボタンウキクサ)、アゾルラ・クリスタタ、ギュムノコロニス・スピラントイデス(ミズヒマワリ)及びミュリオフルルム・アクアティクム(オオフサモ)

イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設(前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。)、水槽型施設等(前条

第四号口、ハ及び二に掲げる要件を満たさない施設を含む。) 又は人工池沼型施設等(前条第五号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。ただし、指定の際現に飼養等をしている個体を観賞のために飼養等をする場合については、移動用施設又は水槽型施設等に限る。

八 口
届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け若しくは採取により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合には、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

- (1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、十分な強度を有する水槽に入れること等の適切な逸出防止措置を講じ、速やかに特定飼養等施設に収容する場合は、この限りでない。
- (2) 施設内の水交換等に当たつては、特定外来生物の個体又はその器官が逸出することのないよう、濾過した上で排水を行うこと。
枯損した個体若しくはその器官又は飼養等をしないことと
- (3)

二十三 コレオプスイス・ランケオラタ(オオキンケイギク)、ルドベキア・ラキニアタ(オオハンゴンソウ)、セネキオ・マダガスカリエンスイス(ナルトサワギク)、スバルティナ・アングリカ及びヴェロニカ・アナガルリス アクアティカ(オオカワデシヤ)

八 口
届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け若しくは採取により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合には、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

- (1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、袋に入れること等の適切な逸出防止措置を講じ、速やかに特定飼養等施設に収容する場合は、この限りでない。

(2) 枯損した個体若しくはその器官又は飼養等をしないこととした個体若しくはその器官については、焼却処分すること。

二十四 スイキュオス・アングラトゥス(アレチウリ) 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設(前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。)、屋内栽培施設又は圃場型施設のいずれかであること。

ハ 口 飼養等の許可の有効期間 三年間

届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならぬ期間 輸入、譲受け、引受け若しくは採取により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあつては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。

二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ 特定外来生物の取扱方法

- (1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であつて、その間、袋に入れること等の適切な逸出防止措置を講じ、速やかに特定飼養等施設に収容する場合は、この限りでない。
- (2) 枯損した個体若しくはその器官又は飼養等をしないこととした個体若しくはその器官については、焼却処分すること。ほ場型施設で飼養等をする場合にあつては、結実期前にす
- (3)

べての個体を採取し、焼却処分すること。